

岩手県 金ヶ崎町

公共施設等総合管理計画

令和4年3月



岩手県 金ヶ崎町

平成28年度策定 令和3年度改訂



目次

I 公共施設等総合管理計画の概要

- 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間----- 4

II 公共施設を取り巻く環境

- 1. 将来の人口 現状予測～金ケ崎町人口ビジョンより----- 6
- 2. 財政状況 ----- 7
- 3. 公共施設（建築物）の状況 ----- 9
- 4. インフラ施設の状況 -----12

III 公共施設等総合管理計画の基本方針

- 1. 公共施設等の課題 -----15
- 2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針-----16

IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針と財政効果

- 1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性 -----19
- 2. インフラ施設の管理に関する基本方針 -----29
- 3. 公共施設等の将来の資産更新必要額と個別施設計画の財政効果 -----31

V 公共施設マネジメントの実行体制

- 1. 推進体制・推進スケジュール-----37
- 2. フォローアップとPDCAサイクルの確立 -----39
- 3. 情報等の共有と公会計の活用 -----40

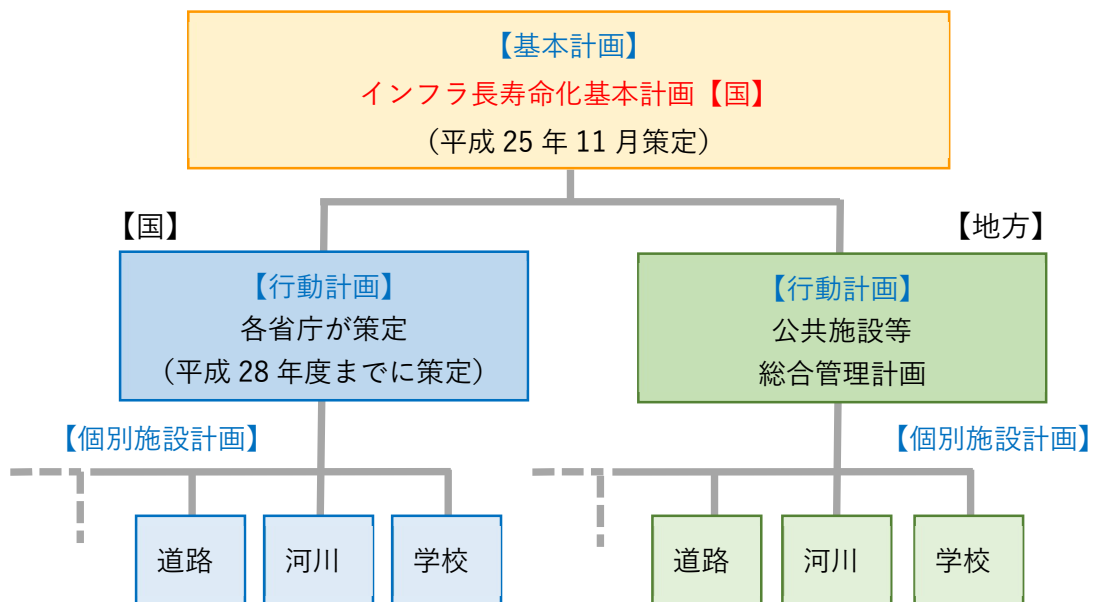
公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

(1) 公共施設等総合管理計画策定の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理費や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。



（参考：総務省「インフラ長寿命化計画の体系」）

金ケ崎町においても、人口急増期にあたる昭和 40 年代後半から多くの公共施設を整備してきましたが、現在、これらが建築後 40 年から 50 年余りが経過し、老朽化が進行している状況です。

これら施設の老朽化に伴い事故等の発生確率が増すことにより、住民が安心、安全に公共施設サービスを受けることに支障をきたすことを懸念しています。

今後、これらの施設が、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えていくことになりますが、生産年齢人口の減少による税収の減少や高齢者の増加による社会保障経費の増加などにより厳しい財政見通しであることから、保有する全ての公共施設の数と規模をそのまま維持管理し、更新していくことは困難となっています。

(2) 公共施設等総合管理計画の目的

これまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、各種個別施設計画の内容及び令和3年1月26日の総務省の通知（以下）を踏まえて改訂したものとなります。なお、通知内の記載すべき必須事項のうち、過去に行った対策の実績については、今後個別施設計画に基づき、実施された対策について、管理及び次回以降への本計画への反映を行います。（※1）

また、施設保有量の推移及び有形固定資産減価償却率の推移については、これまでの計画推進にあたり管理外となっていたため、本改訂においては令和2年度時点のものとなります。よって、この項目については、次回以降の見直し及び改訂において記載となります。（※2）

■参考：「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」

総財務第6号 令和3年1月26日 抜粋・一部加工

○総合管理計画の見直しに当たって記載すべき事項等

1 必須事項

① 基本的事項

以下の事項は、総合管理計画の基本的な構成要素であるため、盛り込む必要があること。

- ・ 計画策定年度及び改訂年度 ・ 計画期間 ・ 施設保有量
- ・ 現状や課題に関する基本認識
- ・ 過去に行った対策の実績（※1）
- ・ 施設保有量の推移（※2）
- ・ 有形固定資産減価償却率の推移（※2）

② 維持管理・更新等に係る経費

以下の事項は、総合管理計画の進捗や効果等を評価するために不可欠な要素であるため、盛り込む必要があること。また、既に総合管理計画に盛り込まれている場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ、精緻化を図ること。

- ・ 現在要している維持管理経費
- ・ 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
- ・ 長寿命化対策を反映した場合の見込み
- ・ 対策の効果額

③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

以下の事項は、総合管理計画が、地方公共団体の有する全ての公共施設等についての基本方針を定める計画であることを踏まえ、盛り込む必要があること。

- ・ 公共施設等の管理（点検・診断、維持管理・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止）に係る方針
- ・ 全庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針

(3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

金ケ崎町にはまちづくりの最上位に位置付けられる「第 11 次金ケ崎町総合計画」をはじめとする各種計画があり、本計画においては施設毎の取り組みに対して、基本的な方針を提示するものです。

第11次 人と地域が支えあうまち 金ケ崎:期間 (R03～R12) ～笑顔で快適に住み続けられる町の実現～

金ケ崎町公共施設等総合管理計画:期間(H28～R27)

↓相互関係↑

公共建築物 個別施設計画

金ケ崎町学校施設長寿命化計画
金ケ崎町公営住宅長寿命化計画 改定版
金ケ崎町社会教育施設長寿命化計画
金ケ崎町都市公園施設長寿命化計画
金ケ崎町社会福祉施設長寿命化計画(個別施設計画)
金ケ崎町保健医療施設長寿命化計画(個別施設計画)
金ケ崎町消防力整備計画

↓相互関係↑

インフラ施設 個別施設計画

金ケ崎町 橋梁長寿命化修繕計画(第2期)
金ケ崎町 社会資本総合整備計画(上下水道)
舗装の個別施設計画

↑関連

→
関
連

各種関連計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略
金ケ崎町国民保護計画
金ケ崎町地域防災計画
金ケ崎町地域福祉計画

2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

(1) 本計画における対象となる公共施設

金ケ崎町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ施設を対象とします。公共施設（建築物）については、学校教育施設、町民文化系施設、社会体育施設、観光施設など 11 類型に分類しました。

また、インフラ施設については、道路・トンネル、橋梁、水道、下水道、農業集落排水の 4 種類を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

施設分類		主な施設
公共施設 (建築物)	1 町民文化系施設	金ケ崎町中央生涯教育センターなど
	2 学校教育系施設	三ヶ尻小学校、永岡小学校など
	3 スポーツ・レクリエーション系施設	金ケ崎町街地区体育館など
	4 産業系施設	金ケ崎町民菜園パーク
	5 子育て支援施設	南方幼稚園、子育て支援センターなど
	6 保健・福祉施設	金ケ崎温泉駒子の湯、三ヶ尻学童保育所など
	7 医療施設	金ケ崎町国民健康保険診療施設など
	8 行政系施設	役場庁舎、消防屯所など
	9 公営住宅	荒巻住宅 1 号棟など
	10 公園	千貫石森林公園、荒巻公園など
	11 その他施設	金ケ崎町金ケ崎駅東西交流施設など
インフラ施設	1 道路・トンネル	町道、農道、林道、作田隧道トンネル
	2 橋梁	町道橋、農道橋、林道橋
	3 水道	浄水場、配水池、配水管など
	4 農業集落排水	処理場、污水管

（２）計画期間

計画期間は、平成 28（2016）年度から令和 27（2045）年度までの 30 年間とします。計画の見直しは 5 年ごとに行い、計画の進捗を図るとともに、内容の改訂を行います。本改訂においては、5 年ごとの見直しにあたるものです。

また、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

計画期間「30 年間」

平成 28（2016）年度～令和 27（2045）年度





Ⅱ 公共施設を取り巻く環境

1. 将来の人口 現状と予測～金ケ崎町人口ビジョンより

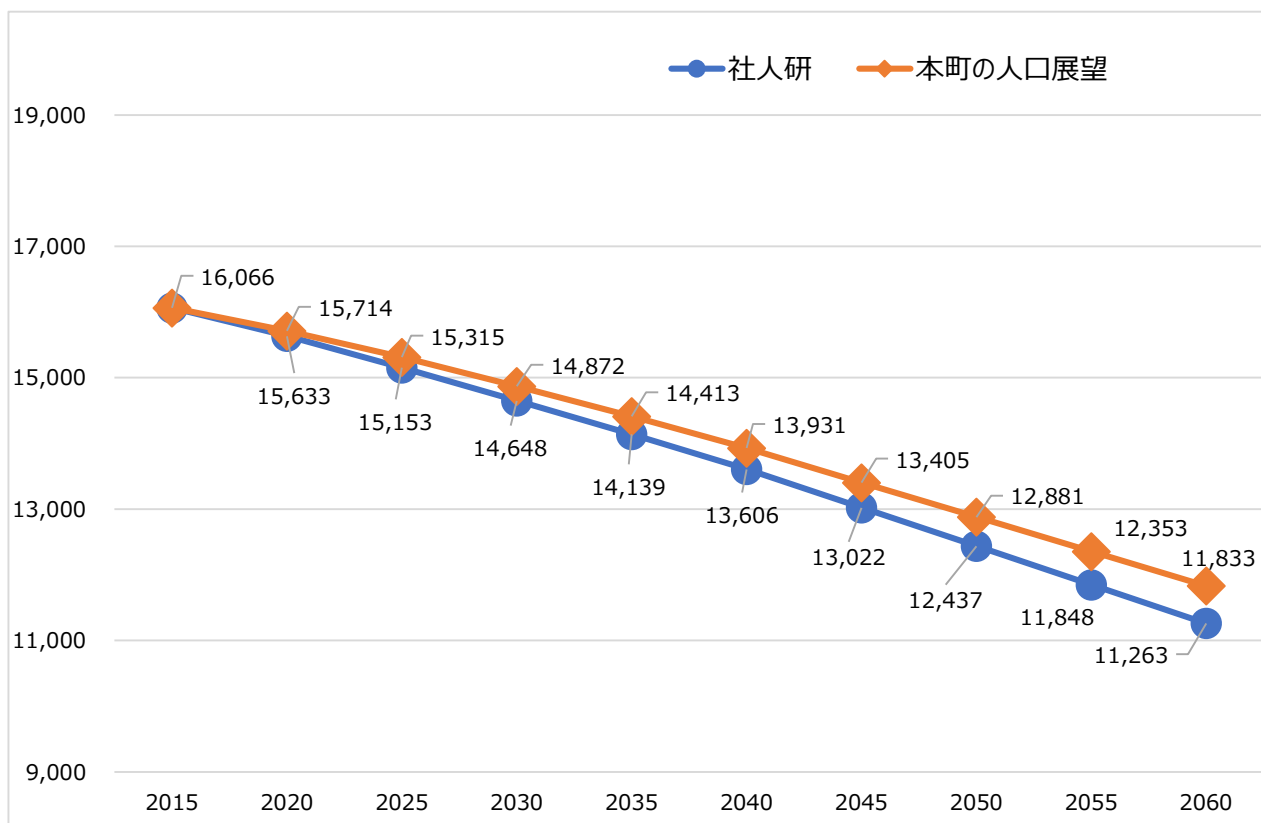
金ケ崎町の人口は、日本全体の人口減少、少子高齢化の流れと同じく下降傾向をたどっており、社人研推計準拠の推計によると、平成 27（2015）年に 16,066 人まで減少しており、令和 22（2040）年には 1 万 4 千人を下回り、令和 42（2060）年には 1 万 2 千人程度にまで減少するとの推計結果が示されています。

国の長期ビジョンを勘案しつつ、金ケ崎町の人口の現状と課題を踏まえ、出生率の向上、転出の抑制、転入の促進に総合的に取り組むことにより、2040 年の金ケ崎町の人口が 1 万 4 千人台を維持することを目標とします。

■将来人口の目標値

（「金ケ崎町人口ビジョン」より抜粋）

（単位：人）



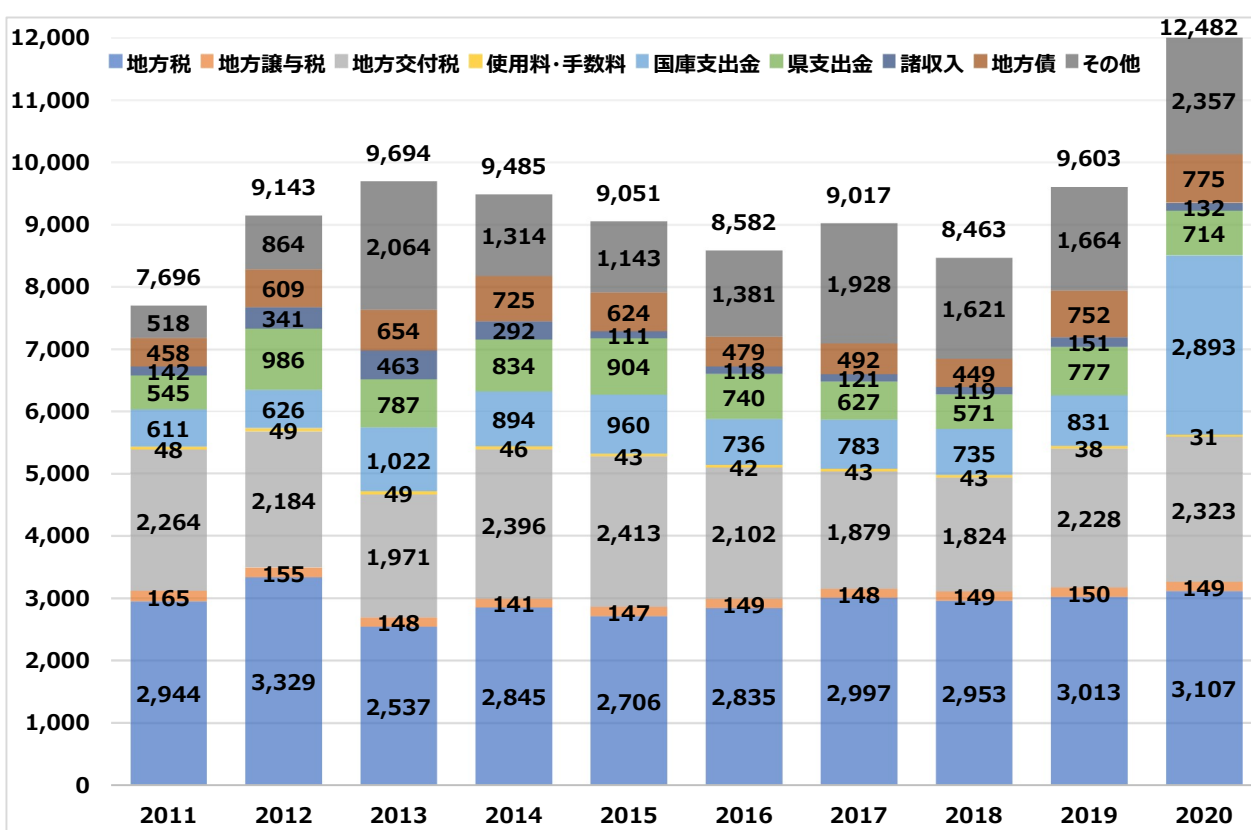
2. 財政状況

(1) 歳入

一般会計を基に金ケ崎町の歳入状況の過去 10 年をみると、全体の歳入状況としては、令和 2 (2020) 年度が新型コロナウイルスの対策費により国庫補助金が増加したことから歳入増加となっています。

また地方税(町税)は平成 27(2015)年度から、地方債は平成 30(2018)年度からそれぞれ増加傾向にあります。

■平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度までの歳入の推移 (単位：百万円)



※決算統計より加工作成

(2) 歳出

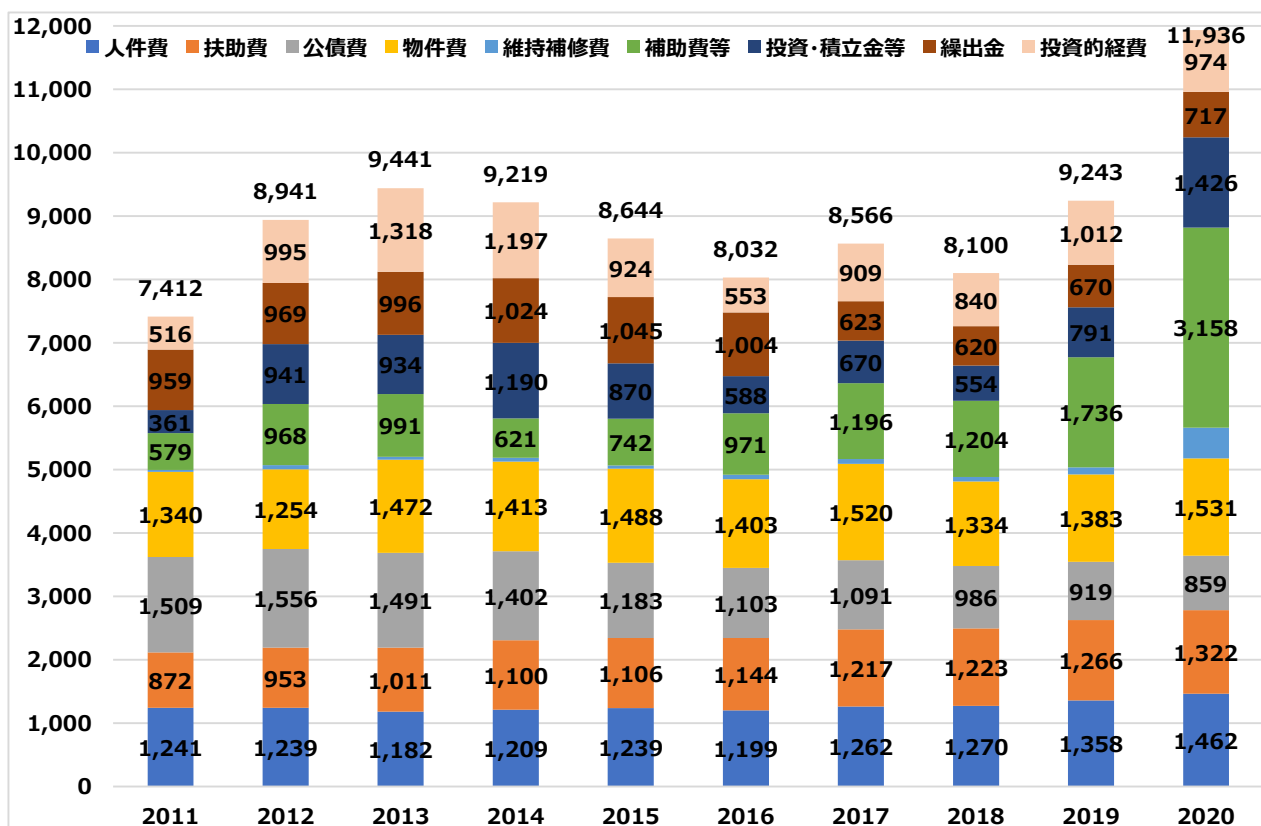
一般会計を基に金ケ崎町の歳出状況の過去 10 年をみると、全体の歳出状況としては、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス対策費により補助金等が一時的に大幅に増加しています。

投資的経費は平成 22 (2016) 年度に一時的に減少した年を除けば約 10 億円弱で推移しています。これは施設の老朽化対策や施設整備のためとなっています。これらに対する財源は地方債の他、補助金や一般財源が充てられています。

一方で公債費は 2012 年以降、毎年減少し続けています。

■平成 23 (2011) 年度から令和 2 (2020) 年度までの歳出の推移

(単位：百万円)



※決算統計より加工作成

3. 公共施設（建築物）の状況

（1）公共施設（建築物）の所有状況

①施設数・延床面積・人口一人当たり面積

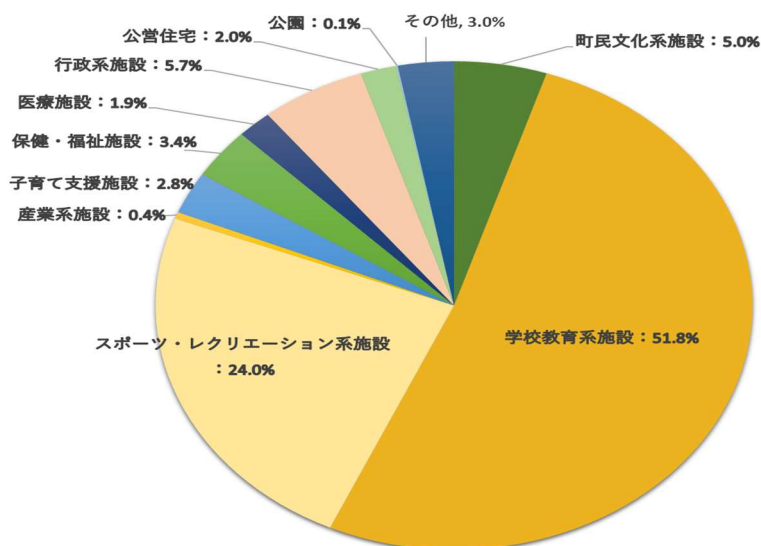
令和2年度末（令和3年3月31日現在）の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約16.5万㎡となっており、その内訳は、大きい順で学校教育施設が51.8%、スポーツ・レクリエーション系施設が24.0%、行政系施設が5.7%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）10.6㎡となっております。

施設分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	割合	人口一人当たり面積(㎡)
1 町民文化系施設	17	22	8,308.2	5.0%	0.5
2 学校教育系施設	7	15	85,692.0	51.8%	5.5
3 スポーツ・レクリエーション系施設	13	14	39,676.7	24.0%	2.6
4 産業系施設	1	3	724.0	0.4%	0.1
5 子育て支援施設	5	5	4,602.6	2.8%	0.3
6 保健・福祉施設	11	12	5,563.8	3.4%	0.4
7 医療施設	1	1	3,126.5	1.9%	0.2
8 行政系施設	27	27	9,384.7	5.7%	0.6
9 公営住宅	5	5	3,229.7	2.0%	0.2
10 公園	11	11	156.0	0.1%	0.0
11 その他	13	14	5,001.6	3.0%	0.3
合計	111	129	165,465.8	100.0%	10.6

※令和2年度末固定資産台帳より作成

※人口は令和3年1月1日住民基本台帳15,561人



(2) 公共施設老朽化の状況

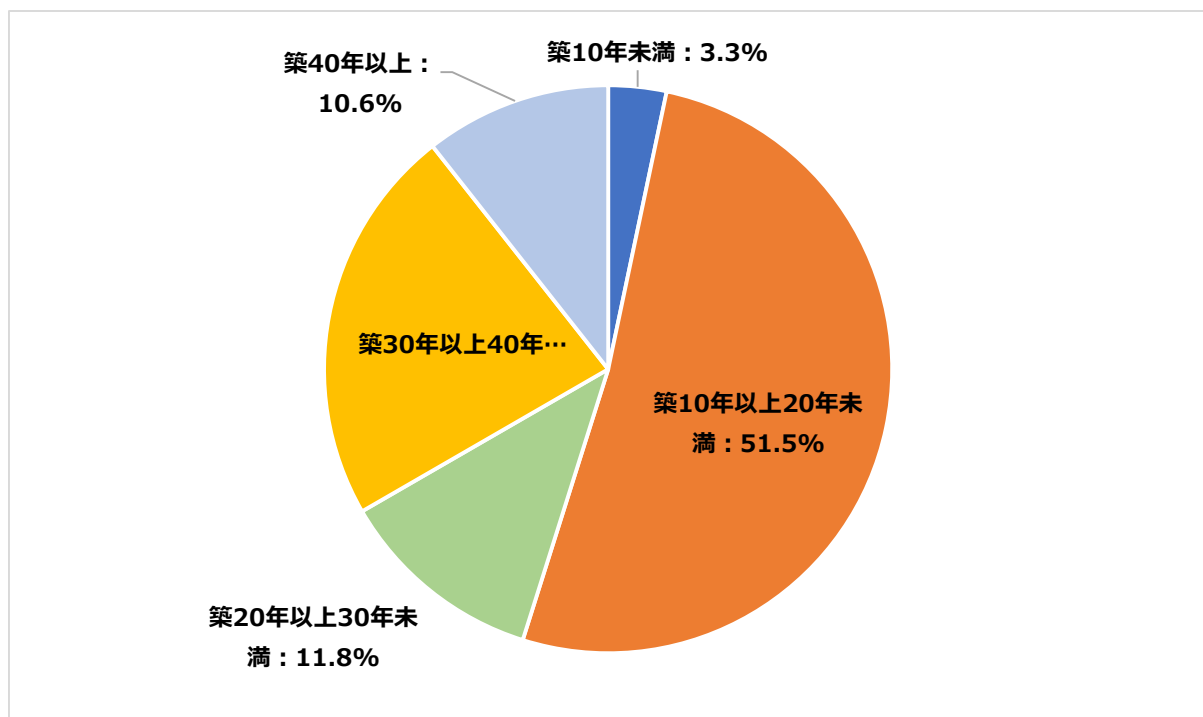
① 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、延床面積対比で築30年未満の公共施設は全体の64.6%となっており、築年数30年以上の公共施設は35.4%となっています。

特に築40年以上経過した公共施設は全体延床面積のうち24.0%を占めています。

(単位:㎡)

施設分類	築10年未満	築10年以上 20年未満	築20年以上 30年未満	築30年以上 40年未満	築40年以上	計
1 町民文化系施設	772.9	144.0	2,820.0	1,806.0	2,765.3	8,308.2
2 学校教育系施設	0.0	78,948.0	0.0	0.0	6,744.0	85,692.0
3 スポーツ・レクリエーション系施設	0.0	0.0	5,391.2	29,287.5	4,998.0	39,676.7
4 産業系施設	0.0	724.0	0.0	0.0	0.0	724.0
5 子育て支援施設	0.0	0.0	1,291.0	3,331.6	0.0	4,602.6
6 保健・福祉施設	732.2	2,351.0	1,825.8	654.8	0.0	5,563.8
7 医療施設	3,126.5	0.0	0.0	0.0	0.0	3,126.5
8 行政系施設	899.6	69.0	8,093.5	164.4	158.2	9,384.7
9 公営住宅	0.0	2,136.6	0.0	1,093.1	0.0	3,229.7
10 公園	0.0	0.0	88.1	38.0	30.0	156.0
11 その他	0.0	901.1	97.8	1,136.1	2866.5	5,001.6
計	5,531.2	85,273.7	19,607.4	37,491.5	17,562.0	165,465.8
割合	3.3%	51.5%	11.9%	22.7%	10.6%	100.0%



②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建築物の老朽化は一般に、「減価償却累計額/取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているのか、すなわち腐朽が進行しているかがその指標となります。

これまでの金ヶ崎町の公共施設（建築物）における総建築額は約 159 億 7 千万円です。

町全体として有形固定資産減価償却率は 58.0%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から建築物の一人当たりの延床面積の縮減や、長寿命化の実施又は除却等による公共施設の最適な配置の実現が今後の大きな課題となっています。

■施設分類別の有形固定資産減価償却率

施設分類		取得価額(百万円)	減価償却累計額(百万円)	有形固定資産減価償却率	参考：R01
1	町民文化系施設	1,819	1,115	61.3%	59.3%
2	学校教育系施設	4,339	2,760	63.6%	60.8%
3	スポーツ・レクリエーション系施設	4,133	2,392	57.9%	56.0%
4	産業系施設	215	135	62.9%	60.8%
5	子育て支援施設	1,183	882	74.6%	72.2%
6	保健・福祉施設	1,251	674	53.8%	50.7%
7	医療施設	517	106	20.6%	13.6%
8	行政系施設	2,391	1,285	53.7%	51.8%
9	公営住宅	613	305	49.8%	47.6%
10	公園	260	126	48.6%	46.6%
11	その他	1,221	750	61.4%	59.3%
計		17,941	10,530	58.7%	52.6%

※R01 は令和元（2019）年度時点の有形固定資産減価償却率

4. インフラ施設の状況

(1) 道路・トンネル

金ケ崎町が管理している町道は、令和元年度時点、27,167m あり、道路種別ごとの平均ひび割れ率は、1 級道路で 25.3%、2 級道路で 73.8%となっています。また対象路線全体の平均ひび割れ率は 44.6%です。今後、ますます道路舗装の老朽化が進行するとともに、維持・補修に係る財政負担の増加が懸念されます。

■町道の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

道路区分	管理延長	ひび割れ率 20%以下	ひび割れ率 20%～40%	ひび割れ率 40%以上
1 級町道	14,536m	6,238m	3,262m	5,037m
2 級町道	12,631m	826m	684m	11,121m
計	27,167m	7,064m	3,946m	16,158m

(2) 橋梁

金ケ崎町が管理する橋梁は、令和 3 年 3 月現在 175 橋です。その中には老朽化し、修繕を必要とする橋もあることから、定期点検による確実な状況把握（早期発見）、点検結果に基づく確実な対策（早期補修）が必要となっています。

現在は各橋梁の「橋梁長寿命化修繕計画策定」を策定し、維持管理および補修を進めています。

■全体状況（令和 2 年度）

診断区分	管理橋数
1. 健全	26 橋
2. 予防保全段階	141 橋
3. 早期措置段階	8 橋
4. 緊急措置	0 橋
計	175 橋

(3) 水道

金ヶ崎町は 7 カ所の水源と、浄水場 (5 施設)・配水池 (6 施設)・加圧ポンプ場 (5 施設) を有しています。また、上水道の管路は、導水管 8,182m、送水管 15,055m、配水管 216,629m で合計 239,866m となっています。

水道事業は、少子高齢化社会の到来による人口減少や、節水器具の普及や節水意識の浸透などによる生活様式の変化に伴い、給水収益の減少が避けられない中で、老朽化した施設の更新や頻発する自然災害への対応など多大な費用が必要となることが予想されるため、経営状況はより一層厳しくなることが見込まれます。

■全体状況

項目		数量
1	浄水場	5 箇所
2	配水池	6 箇所
3	導水管延長	8,182m
4	送水管延長	15,055m
5	配水管延長	216,629m
6	給水人口	15,211 人

(4) 公共下水道

下水道事業で保有している資産のうち、すでに耐用年数を経過しているものが、平成 28 年度末で約 76 億円に達しています。さらには、標準耐用年数の到来が令和 23 年度から令和 34 年度までに集中して、耐用年数を経過した資産が増大するため、改築更新に多額の費用がかかることが予想されます。管路の資産延長は 110.8 km、それに付随したマンホールポンプ施設が公共下水道区域で 36 箇所あり、これらはすでに耐用年数を経過し、部分補修により対応している状況です。

■全体状況

項目		数量
1	処理場	0 箇所 (※流域下水へ接続)
2	污水管延長	110.8 km
3	排水区域人口	8,499 人

（５）農業集落排水

農業集落排水事業は、農家地区に対して生活雑排水の処理及びトイレの水洗化促進を図り、生活環境の改善、農業用排水の水質保全を目的としています。平成 15（2003）年度より供用開始し、現在 5 地区の処理区域があります。そのうち遠谷巾・二ツ森地区は運転開始から 29 年経過しており、一番新しい永南地区でも 16 年経過しています。

管路の資産延長は 107.3 km、それに付随したマンホールポンプ施設が 42 箇所あり、これらはすでに耐用年数を経過し、部分補修により対応している状況です。

供用開始より 20 年を迎え、老朽化や効率性低下に伴う設備更新が始まり、今後は不明水対策や老朽化対策に向けた準備が必要な状況です。

■全体状況

項目		数量
1	処理場	5 箇所
2	污水管延長	107.3 km
3	排水区域人口	8,080 人

Ⅲ

公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 公共施設等の課題

(1) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の整備状況をみると、昭和 40 年代に小中学校、昭和 50 年代に地区生涯教育センターと地区体育館、昭和 60 年代に幼稚園が集中的に整備されました。一部更新を行った小中学校を除き、その多くが今後 20 年の間に耐用年数を迎えることとなり老朽化の問題に直面しています。

建築年度別にみると、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56 年度以前に整備されたものは 35.4 % にのびます。これらの公共施設については、耐震診断のうえ、必要に応じて耐震化補強工事を済ませているところですが、老朽化が深刻な状況であることが分かります。老朽化した施設については、人口減少及び少子高齢化を踏まえた今後のまちづくりの方向性ととも、その目的や役割を検討していく必要があります。

(2) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

金ヶ崎町の人口は、昭和 30 年に 17,112 人を記録して以降、昭和 50 年まで減少が続きましたが、昭和 50 年から昭和 60 年には人口が急回復し、平成 22 年時点では 16,325 人となっています。

今後、平成 27 年には 13,405 人まで減少すると推計されています。これと同時に、年少人口、生産年齢人口の減少及び老年人口の増加により、さらに少子高齢化の進展が見込まれます。

これらに伴う世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育系施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、町民ニーズに適切に対応する必要があります。

(3) 公共施設等にかけられる財源の限界

今後見込まれる人口減少に伴い、町の歳入も減少していく見込みです。一方で公共施設等にかかる更新費用は大幅に増加が見込まれます。過去 10 年間を見ても分かるとおり、活用できる財源も限られています。このように、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等のあり方を検討する必要があります。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、長期の期間とする必要があるため、以下のとおりの期間に設定しました。

(計画期間)

平成 28 年度（2016 年度から令和 27 年度（2045 年度）までの 30 年間

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、統一的な基準による地方公会計導入に伴い整備する固定資産台帳などにより、財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、各施設所管課と連携をとり、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。公共施設等に関する基本計画として位置付けられる公共施設等総合管理計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行います。

(3) 点検・診断の実施方針

- ・日常的な構造（屋根・外壁・基礎）の目視点検を行います。
- ・今後整備する固定資産台帳上に、点検・診断等の実施結果を蓄積することにより、点検・診断等の状況を一元管理していきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・今後整備する固定資産台帳上に、維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。

(5) 安全確保の実施方針

- ・点検、診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、早急に安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期での供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

(6) 耐震化の実施方針

- ・公共施設のうち行政財産の耐震化については、平成 27 年度ですべて完了しました。
- ・橋梁、上下水道をはじめとするインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

（７）長寿命化の実施方針

- ・ 構造部分の診断に基づき、早期改修・補強を実施することにより長寿命化を図ります。
- ・ 公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・ 個別施設計画の策定を進めていきます。

（８）統合や廃止の推進方針（廃止施設の活用、処分）

- ・ 公共施設等の将来の更新費用の試算結果として、そのための財源が明らかに不足していることが明確となりました。公共施設の総量縮減だけで、その財政的な対応をすることはできませんが、手段の一つとして可能な限りの公共施設の縮減を進めていくことが有効であると考えられます。
- ・ 統合や廃止による総量縮減の目標は、道路橋梁等のインフラの更新費用とのバランス、財政推計、過去 10 年間の更新費用実績額と今後見込まれる更新費用試算額との比較、今後策定する施設類型ごとの管理に関する基本的な方針から総合的に判断し、設定します。
- ・ 公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態にとらわれない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- ・ 当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・ 少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を検討していきます。
- ・ 公共施設の多機能集約化（1 つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み）を検討していきます。
- ・ 近隣市町村との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。
- ・ インフラについても、十分に必要性の精査を行い、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

（９）ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年 8 月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられます。
- ・ 今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しながら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えます。

（１０）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 今後整備する固定資産台帳を活用して、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。

- ・固定資産台帳の活用を通して、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。
- ・職員一人ひとりが公共施設マネジメントの視点を持つとともに、日常業務としての財産管理及び施設点検ができるよう、職員研修を実施します。

1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針と各施設の方向性

公共施設は、95 施設、総延床面積 102,921.1 m²あります。このうち、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 56 年度以前に整備されたものが 24.0%にのぼり、老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあります。

個々の施設の現状を的確に把握するため、固定資産台帳の整備に合わせて、修繕履歴や利用状況、点検・診断等の実施結果を蓄積していきます。

固定資産台帳整備後の小分類を施設類型とし、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を作成し、当該計画を更新します。

（1）町民文化系施設

施設設備の維持管理については、これまでの対症療法的な方法から予防保全的な方法へ転換し、その機能や設備を常に良好な状態に保ち、長寿命化に努めます。

また、金ケ崎町社会教育施設長寿命化計画の策定により、社会教育施設の使用年数の向上、ライフサイクルコストの縮減、中長期における財政の見通しを立てるとともに財政負担の平準化を目指します。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	金ケ崎町中央生涯教育センター	昭和 60 年度	35 年	存続
2	金ケ崎町街地区生涯教育センター	平成 6 年度	26 年	存続
3	金ケ崎町三ヶ尻地区公民館	昭和 55 年度	40 年	存続
4	金ケ崎町南方地区生涯教育センター	昭和 57 年度	38 年	存続
5	金ケ崎町西部地区農業研修センター	昭和 56 年度	39 年	存続
6	金ケ崎町永岡地区農村研修センター	昭和 54 年度	41 年	存続
7	金ケ崎町北部地区公民館	昭和 53 年度	42 年	存続
8	土合丁・旧大沼家侍住宅	昭和 29 年度	66 年	存続
9	土合丁・旧大沼家侍住宅付属屋	平成 26 年度	6 年	存続
10	片平丁・旧大沼家侍住宅	昭和 29 年度	66 年	存続
11	旧坂本家侍住宅(主屋)	平成 21 年度	11 年	存続
12	金ケ崎要害歴史館	平成 26 年度	6 年	存続
13	ふるさと伝承館	昭和 53 年度	42 年	存続又は廃止
14	桑島重三郎記念館	昭和 53 年度	42 年	廃止
15	千田正記念館	昭和 47 年度	48 年	存続
16	白糸まちなみ交流館	平成 13 年度	19 年	存続
17	町立図書館	平成 9 年度	23 年	存続

※取得年度及び経過年数は主たる施設を記載している。(各分類共通)

※有形固定資産減価償却率は各施設の合算(各分類共通)

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町社会教育施設長寿命化計画	令和 2 年度	令和 2 年度～令和 11 年度	令和 11 年度

(2) 学校教育系施設

学校教育系施設は、現在のところ小学校が 6 校(旧校舎含む)・中学校が 1 校、学校給食センターが 1 か所あります。

施設・設備の維持管理については、従来の老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行う「事後保全的な方法」から、損傷が軽微である早期段階から機能・性能の保持・回復を図るために修繕等を行う「予防保全的な方法」へ転換を図り、その機能や設備を常に良好な状態に保つことで長寿命化に努めます。

また、「金ヶ崎町学校施設長寿命化計画」の策定により、学校施設の使用年数の向上、ライフサイクルコストの縮減、中長期的な財政負担の平準化を目指します。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	三ヶ尻小学校	平成 18 年度	14 年	存続又は統合
2	永岡小学校	平成 23 年度	9 年	存続又は統合
3	西小学校	昭和 49 年度	46 年	存続又は統合
4	金ヶ崎小学校	昭和 53 年度	42 年	存続
5	第一小学校	平成 23 年度	9 年	存続又は統合
6	金ヶ崎中学校	平成 22 年度	10 年	存続
7	学校給食センター	平成 14 年度	18 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町学校施設長寿命化計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 12 年度	令和 12 年度
金ヶ崎町庁舎等個別施設計画	令和 3 年度	令和 4 年度～令和 13 年度	令和 13 年度

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設のうち、各地区の体育館はこれまでも必要に応じて小規模修繕を都度行ってきましたが、経年による施設および設備の劣化が見受けられ、今後は大規模改修や設備の更新が必要な状況です。また住民ニーズの高い和光ドームは維持保全をしながら、老朽化対策に財政的負担が大きいため、今後は企業に無償譲渡することも検討が必要な状況です。

その他の施設については、今後の方向性を基に、行政運営上、将来にわたって必要と判断する施設について、財政状況を考慮しながら、施設の安全性・機能性・経済性・代替性・社会性などの視点から、今後の保全等にかかる優先順位を検討します。また、必要に応じて住民や議会等とも合意形成を得て方針決定を行い、計画的に予算を確保し、施設のマネジメントを進めます。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	金ヶ崎町街地区体育館	昭和 57 年度	38 年	存続
2	金ヶ崎町三ヶ尻地区体育館	昭和 55 年度	40 年	存続
3	金ヶ崎町南方地区体育館	昭和 56 年度	39 年	存続
4	金ヶ崎町西部地区体育館	昭和 57 年度	38 年	存続
5	金ヶ崎町永岡地区体育館	昭和 54 年度	41 年	存続
6	金ヶ崎町北部地区体育館	昭和 53 年度	42 年	存続
7	金ヶ崎町文化体育館	昭和 48 年度	47 年	存続
8	森山総合公園（生涯スポーツセンター）	平成 5 年度	27 年	存続
9	森山総合公園 野球場	平成 5 年度	27 年	存続
10	森山総合公園 陸上競技場	平成 5 年度	27 年	存続
11	千貫石森林公園	昭和 41 年度	54 年	存続
12	柔道場	昭和 63 年度	32 年	存続又は廃止
13	金ヶ崎町和光ドーム	平成 9 年度	23 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町社会福祉施設長寿命化計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 12 年度	令和 12 年度
金ヶ崎町都市公園長寿命化計画	平成 28 年度	平成 30～令和 10 年度	令和 10 年度

(4) 産業系施設

産業系施設は金ケ崎町の産業振興に大きく関わる施設となっています。

金ケ崎町民菜園パークは、利用者数が減少しているもののニーズは大きく変わっていないことから、予防保全を前提とした施設の維持・管理を行います。ただし令和 24(2042)年に建替え期を迎えるので、その際には時代やニーズの変化を考慮し、目的に沿った活用を再考します。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	金ケ崎町民菜園パーク	平成 15 年度	17 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ケ崎町庁舎等個別施設計画	令和 3 年度	令和 4 年度～令和 13 年度	令和 13 年度

(5) 子育て支援施設

乳幼児を対象とした子育て支援施設は、幼稚園が 4 カ所、子育て支援センターが 1 カ所設置されています。このうち永岡幼稚園は令和 4 年 3 月をもって閉園し、他の幼稚園に集約化予定です。残りの幼稚園については今後も個別施設計画の方針どおり予防保全を前提とした施設の維持・管理を行います。

また、子育て支援センターは子育て環境に欠かせないため、令和 7（2025）～令和 8（2026）年度に長寿命化改修（外壁・内部・電気・機械）を予定しています。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	永岡幼稚園	昭和 60 年度	35 年	統合
2	六原幼稚園	平成 2 年度	30 年	存続
3	三ヶ尻幼稚園	平成 3 年度	29 年	統合
4	認定こども園 南方幼稚園	平成 10 年度	29 年	存続
5	子育て支援センター	昭和 62 年度	33 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ケ崎町学校施設長寿命化計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 12 年度	令和 12 年度
金ケ崎町庁舎等個別施設計画	令和 3 年度	令和 4 年度～令和 13 年度	令和 13 年度

(6) 保健・福祉施設

保健・福祉施設は学童保育所、介護施設、その他の保健施設の3種に大別されます。

このうち放課後児童保育所のニーズはなくなることがないため、予防保全的な修繕を施し、長寿命化を図ります。

介護施設については建設から年数が経過してきており、徐々に修繕が増えてきているので現状の運営を維持しつつも、老朽化による状況によっては建て替えも検討が必要となってきます。

その他の保健施設のうち温泉駒子の湯は施設維持のための工事費等が高額なため、町財政を圧迫しており、用途変更や民間への無償譲渡を検討する必要があります。民間譲渡の場合には介護予防施設 西光荘と併せて譲渡を検討します。その他の施設については、各個別施設計画の方針どおり、予防保全を前提とした施設の維持・管理を行います。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	三ヶ尻学童保育所	平成 25 年度	7 年	存続
2	北部学童保育所	平成 14 年度	18 年	存続
3	金ヶ崎学童保育所	平成 29 年度	3 年	存続
4	金ヶ崎温泉駒子の湯	平成 17 年度	15 年	存続
5	介護予防施設 西光荘	平成 17 年度	15 年	存続
6	永岡地区介護予防拠点施設（ふれあいホール）	平成 12 年度	20 年	存続
7	金ヶ崎町生きがい交流センター	平成 11 年度	21 年	存続
8	高齢者生活福祉センター さつきホーム	平成 12 年度	20 年	存続
9	金ヶ崎町グループリビング支援施設	平成 15 年度	17 年	存続
10	金ヶ崎町保健センター	昭和 61 年度	34 年	存続
11	金ヶ崎町健康福祉センター	平成 5 年度	27 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町社会福祉施設長寿命化計画	令和 3 年度	令和 3 年度～令和 12 年度	令和 12 年度
金ヶ崎町保健医療施設長寿命化計画	令和 3 年度	令和 3 年度～令和 12 年度	令和 12 年度

(7) 医療施設

医療施設は金ヶ崎町の地域医療に大きく関わる施設となっています。

金ヶ崎診療所は平成 29 年度に建替を完了していますが、今後も個別施設計画の方針どおり予防保全を前提とした施設の維持・管理を行います。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	金ヶ崎診療所	平成 29 年度	3 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町保健医療施設長寿命化計画	令和 3 年度	令和 3 年度～令和 12 年度	令和 12 年度

(8) 行政系施設

行政系施設は主に金ヶ崎町役場庁舎と各地域の消防分団の屯所、除雪センターで構成されています。金ヶ崎町役場庁舎については今後も地域拠点、防災拠点として役割を担うため長寿命化、改修工事を行っていきます。

また、各地域の消防分団屯所については老朽化が著しい建物から優先的に地域の防災拠点として整備を進めており、引き続き築年数 30 年超過の屯所を中心に起債を活用して計画的に進めていく必要があります。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	役場庁舎	平成 6 年度	26 年	存続
2	消防屯所 (第 1 分団第 1 部)	平成 7 年度	25 年	存続
3	消防屯所 (第 1 分団第 3 部)	平成 13 年度	19 年	存続
4	消防屯所 (第 1 分団第 4 部)	平成 24 年度	8 年	存続
5	消防屯所 (第 2 分団第 1 部)	昭和 62 年度	33 年	存続
6	消防屯所 (第 2 分団第 2 部)	平成 11 年度	21 年	存続
7	消防屯所 (第 2 分団第 3 部)	昭和 62 年度	33 年	存続
8	消防屯所 (第 2 分団第 4 部)	昭和 55 年度	40 年	存続
9	消防屯所 (第 2 分団第 5 部)	平成 23 年度	9 年	存続
10	消防屯所 (第 3 分団第 1 部)	平成 24 年度	8 年	存続
11	消防屯所 (第 3 分団第 2 分)	平成 29 年度	3 年	存続
12	消防屯所 (第 3 分団第 3 部)	平成 6 年度	26 年	存続
13	消防屯所 (第 3 分団第 4 部)	平成 27 年度	5 年	存続
14	消防屯所 (第 4 分団第 1 部)	平成 24 年度	8 年	存続
15	消防屯所 (第 4 分団第 2 部)	平成 8 年度	24 年	存続
16	消防屯所 (第 4 分団第 3 部)	平成 3 年度	29 年	存続
17	消防屯所 (第 4 分団第 4 部)	平成 12 年度	20 年	存続
18	合築消防屯所 (第 1 分団第 2 部・第 1 分団第 5 部)	平成 28 年度	4 年	存続
19	小型動力ポンプ 1 番格納庫	平成 13 年度	19 年	存続
20	小型動力ポンプ 2 番格納庫	平成 13 年度	19 年	存続
21	小型動力ポンプ 3 番格納庫	平成 13 年度	19 年	存続
22	小型動力ポンプ 4 番格納庫	平成 13 年度	19 年	存続
23	小型動力ポンプ 5 番格納庫	平成 13 年度	19 年	存続

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
24	除雪センター(上大沢)	平成 24 年度	8 年	存続
25	除雪センター(和光)	平成 25 年度	7 年	存続
26	除雪センター(細野)	平成 26 年度	6 年	存続
27	駒丘除雪センター	平成 27 年度	5 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町消防力整備計画	令和 2 年度	令和 2 年度～令和 3 年度	令和 3 年度
金ヶ崎町庁舎等個別施設計画	令和 3 年度	令和 4 年度～令和 13 年度	令和 13 年度

(9) 公営住宅

公営住宅は平成26（2014）年1月（令和2年（2020）年11月改訂）に策定した「金ヶ崎町公営住宅等長寿命化計画」において、維持管理等が進められています。

辻岡住宅は耐用年数である70年の半分を経過しており、耐用年数までの耐久性を維持・向上させていくためにも、これまでの修繕・改善履歴を踏まえて建物の経年劣化に応じた適時適切な対策を実施する必要があります。

また、荒巻住宅に関しても各棟の屋上や外壁など躯体の劣化状況を踏まえ、耐用年数までの有効活用が可能となるように継続して予防保全に取り組むことが望ましいと言えます。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	荒巻住宅 1 号棟	平成 14 年度	18 年	存続
2	荒巻住宅 2 号棟	平成 15 年度	17 年	存続
3	辻岡住宅 1 号棟	昭和 59 年度	36 年	存続
4	辻岡住宅 2 号棟	昭和 59 年度	36 年	存続
5	辻岡住宅 3 号棟	昭和 59 年度	36 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町公営住宅長寿命化計画	令和 3 年度	令和 3 年度～令和 12 年度	令和 12 年度

(10) 公園

公園施設は、町内にある森林公園、児童公園、その他公園にある倉庫、トイレ、側溝となっています。これらの施設については、利用者の安全性を前提とした長寿命化に努めます。また、個別施設ごとの今後の方向性を基に、行政運営上、将来にわたって必要と判断する施設について、財政状況を考慮しながら、施設の安全性・機能性・経済性・代替性・社会性などの視点から、今後の保全等にかかる優先順位を検討します。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	町民いこいの広場	平成 8 年度	24 年	存続
2	永沢農村公園	昭和 61 年度	34 年	存続
3	三ヶ尻農村公園	平成 9 年	23 年	存続
4	赤石堤親水公園	平成 12 年度	20 年	存続
5	北江甫児童公園	昭和 58 年度	37 年	存続
6	諏訪公園	昭和 53 年度	42 年	存続
7	荒巻公園	平成 6 年度	26 年	存続
8	城内児童公園	昭和 56 年度	39 年	存続
9	東町児童公園	昭和 55 年度	40 年	存続
10	一の台児童公園	昭和 54 年度	41 年	存続
11	荒巻児童公園	平成 2 年度	30 年	存続

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町都市公園施設長寿命化計画	平成 29 年度	平成 29 年度～令和 8 年度	令和 8 年度

(11) その他

その他施設は現在利用していない施設や用途廃止している施設が多くを占めています。これらの施設については今後老朽化が進み、安全性の観点から除却を進めることとなっています。なお、旧ミネベア工場については必要な箇所を修繕し、倉庫として利用します。その他、現在民間へ貸付を行っている施設については、契約先と協議しながら今後の在り方について検討を行います。

番号	資産名称(固有名称)	取得年度	経過年数	方向性
1	旧役場庁舎	昭和 30 年度	65 年	存続又は廃止
2	医師住宅 1 号	昭和 63 年度	32 年	廃止
3	医師住宅 2 号	平成 1 年度	31 年	廃止
4	医師住宅 3 号	平成 8 年度	24 年	廃止
5	医師住宅 4 号	昭和 51 年度	44 年	廃止
6	研修等住宅	昭和 43 年度	52 年	廃止
7	金ヶ崎町金ヶ崎駅東西交流施設	平成 16 年度	16 年	存続
8	旧永岡幼稚園	昭和 52 年度	43 年	廃止
9	旧ミネベア工場	昭和 61 年度	34 年	要検討
10	旧有線放送	昭和 46 年度	49 年	要検討
11	旧陸軍省軍馬補充部六原支部官舎(第 2、3 棟)	昭和 7 年度	88 年	存続
12	旧二ツ森小学校	昭和 30 年度	65 年	存続一部廃止
13	旧南方幼稚園 (たんぽぽ保育園)	平成 10 年度	22 年	存続又は廃止

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町保健医療施設長寿命化計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 8 年度	令和 8 年度
金ヶ崎町庁舎等個別施設計画	令和 3 年度	令和 4 年度～令和 13 年度	令和 13 年度

2. インフラ施設の管理に関する基本方針

町民生活に直結する道路、橋梁、上下水道などのインフラは、単純な廃止や保有量の削減が難しいことから、安全確保や安定供給など各施設の特性に応じた計画により取り組む必要があります。このことから、各長寿命化計画等に基づき取り組みを進め、トータルコストを縮減することが求められています。

(1) 道路・トンネル

金ケ崎町が管理する道路に対し、平成 25 年度及び平成 29 年度に実施された路面性状調査委託の調査結果及び既存道路に対する基礎データを把握し、現地調査を実施して、道路舗装の健全度と合理的な維持管理の優先度を考慮した道路維持補修計画を策定し、将来の舗装補修を効果的に運用していく計画を策定します。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ケ崎町橋梁長寿命化修繕計画 舗装の個別施設管理計画	平成 29 年度 令和 2 年度	平成 30 年度～令和 4 年度 令和 2 年度～令和 3 年度	令和 4 年度 毎年見直し

(2) 橋梁

「金ケ崎町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 7 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

橋梁の状態は、年月の経過や損耗等によって時々刻々と変化します。定期点検のサイクルを考慮したうえで計画期間を設定しますが、点検の結果等を踏まえながら、適宜、計画の更新が必要です。これまでの点検結果や最新の点検要領から維持管理手法の蓄積を進めながら、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図ります。

また、橋梁の状態（劣化・損傷や要因等）の他にも橋梁が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を考慮し、対策を実施する際の優先順位付けを行い、限られた財源の中で町民及び道路利用者の生活に寄与することを目指します。

なお、修繕の年度計画は 5 年を基本としますが、将来の見通しを確認するため、本計画では 10 年間の計画としました。橋梁のメンテナンスサイクルを継続的に発展するため、今後の点検の進捗・診断により適宜計画の見直しを行います。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ケ崎町 橋梁長寿命化修繕計画	令和 2 年度	令和 3 年～令和 12 年	令和 12 年度

(3) 水道

水道は、地域住民の生活や経済・産業に不可欠な「基盤」のひとつであり、ライフラインであります。日常はもとより災害、事故発生時等においても安定的に給水することが求められており、水道システム全体が効率よく機能するよう水源から給水までの施設管理や事前・事後の災害対策を着実に実行する必要があります。

上記を踏まえ、令和4年3月現在「金ヶ崎町水道事業基本計画」の策定が予定されています。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町水道事業基本構想	作成中	-	-

(4) 公共下水道・農業集落排水

平成3年度から平成14年度にかけて集中して下水道整備を行ったため、今後は施設の改築更新時期（耐用年経過）が集中し、多額の費用が見込まれます。

上記を踏まえて金ヶ崎町では「金ヶ崎町下水道事業中期経営計画」を策定、推進しています。経営計画では実使用年数に合わせて改築更新サイクルを延長したうえで、改築更新費用の平準化を図りながら、老朽化した管渠や処理場等の改築を計画的、効率的に進めていくことを目的としています。また、施設の更新に当たっては、過剰投資、重複投資とならないよう内容の精査を行うなど、投資の合理化を進めていきます。

◇関連個別施設計画

計画名称	計画策定年度	計画期間	次回見直し
金ヶ崎町下水道事業中期経営計画	令和2年度	令和2年度～令和11年度	令和6年度

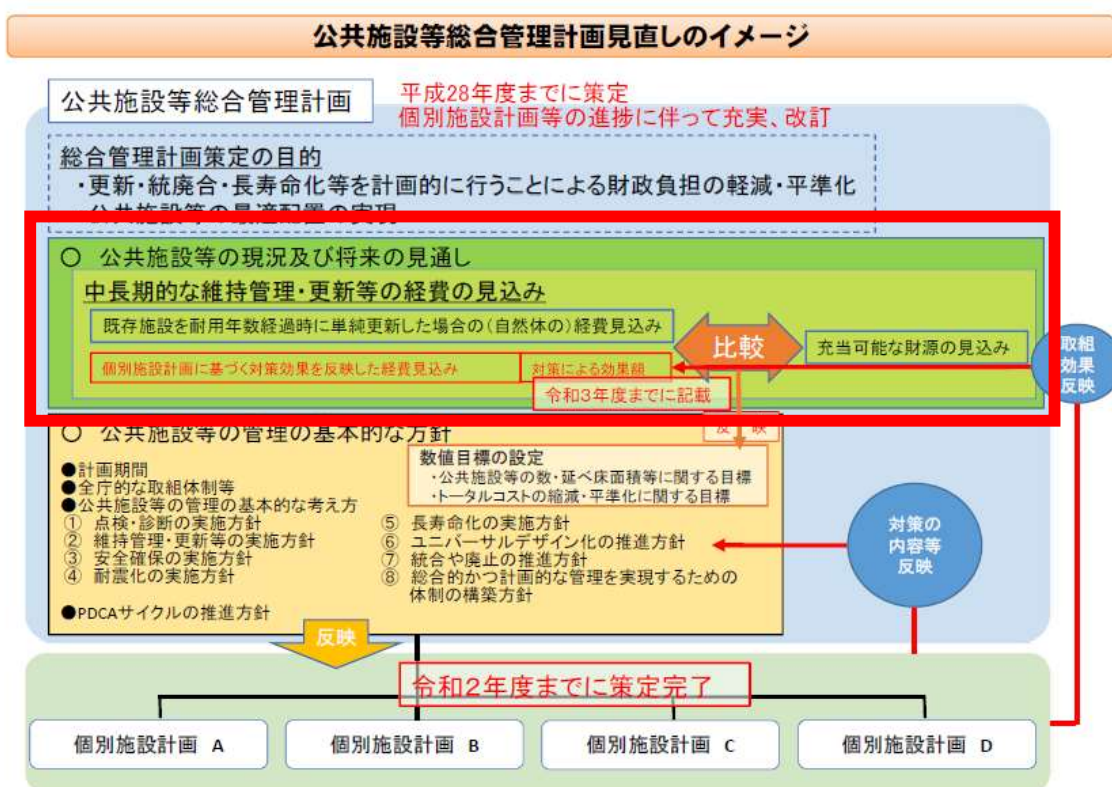
【前提条件】

算出期間は計画期間の令和27（2045）年度までとしています。

C：対策による効果額（財政効果額）

財政効果額 C = 単純更新費用 A - 個別施設計画対策額 B

■公共施設等マネジメント計画見直しのイメージ



総務省 「公共施設等マネジメント計画見直しに関すること」より抜粋

(1) 公共施設

「金ケ崎町公共施設（建物）個別施設計画」で各施設の「今後の方向性」も則した場合の概算更新費用のシミュレーションを行っています。

「金ケ崎町公共施設（建物）個別施設計画」の計画期間である令和 8 年度（2026 年度）を含む、今後 10 年間で必要となる更新費用の総額は約 157.3 億円（年平均：約 15.7 億円）の試算結果となっています。

全ての施設を耐用年数どおりに更新した場合と上記を比較すると、今後 10 年間では約 52.1 億円の費用縮減が図れる見込みであることを示しています。

今後、施設の利用状況や老朽化状況に基づき、具体的な対策の優先順位を検討してコストの平準化を図り、町全体として質・量ともに適正な公共施設等の配置を実現することで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していきます。

■公共施設の財政効果

【耐用年数通り更新】

（単位：百万円）

施設分類	更新費用	維持管理コスト	計
1 町民文化系施設	1,372	2,110	3,482
2 学校教育系施設	2,226	2,291	4,516
3 スポーツ・レクリエーション系施設	2,299	1,870	4,169
4 産業系施設	30	78	108
5 子育て支援施設	1,192	1,015	2,207
6 保健・福祉施設	399	1,940	2,339
7 医療施設	0	1,733	1,733
8 行政系施設	616	58	673
9 公営住宅	0	89	89
10 公園	7	11	18
11 その他	1,476	129	1,605
合計	9,616	11,323	20,939

※更新費用は令和 12 年度までに耐用年数を迎える各施設のシミュレーション。

※維持管理コストは平成 29 年度～令和 2 年度までの実績額平均値×10 年。

【個別施設計画反映】

(単位：百万円)

施設分類	対策費用	維持管理コスト	計
1 町民文化系施設	857	2,110	2,967
2 学校教育系施設	1,146	1,531	2,678
3 スポーツ・レクリエーション系施設	1,277	1,870	3,147
4 産業系施設	19	78	96
5 子育て支援施設	662	791	1,453
6 保健・福祉施設	221	1,940	2,162
7 医療施設	0	1,733	1,733
8 行政系施設	385	58	443
9 公営住宅	0	89	89
10 公園	4	11	15
11 その他	820	128	948
合計	5,392	10,339	15,731

※対策費用の算定は個別施設計画内で算定された金額を利用。個別施設計画内に算定のないものは、総務省が提供している更新費用試算ソフト内にある単価を基に算出。

※廃止、一部廃止、統合等は 0 円で計算

【効果額】

(単位：百万円)

施設分類	対策効果	維持管理コスト効果	効果計
1 町民文化系施設	△ 514	0	△ 514
2 学校教育系施設	△ 1,079	△ 759	△ 1,838
3 スポーツ・レクリエーション系施設	△ 1,022	0	△ 1,022
4 産業系施設	△ 11	0	△ 11
5 子育て支援施設	△ 530	△ 224	△ 754
6 保健・福祉施設	△ 177	0	△ 177
7 医療施設	0	0	0
8 行政系施設	△ 231	0	△ 231
9 公営住宅	0	0	0
10 公園	△ 3	0	△ 3
11 その他	△ 656	△ 1	△ 657
合計	△ 4,223	△ 984	△ 5,208

(2) 道路

「金ヶ崎町 舗装の個別施設管理計画」においては、従来の方法と本計画にて設定した長寿命化を意識した補修方法の修繕費の試算結果、40年間の累積修繕費用が、従来の補修方法は46億円となったのに対し、長寿命化を意識した補修方法では40億円(事後保全に対し86%)となりました。その差額は40年間で6億円であり、従来費用と比較すると、約14%程度の縮減結果となりました。

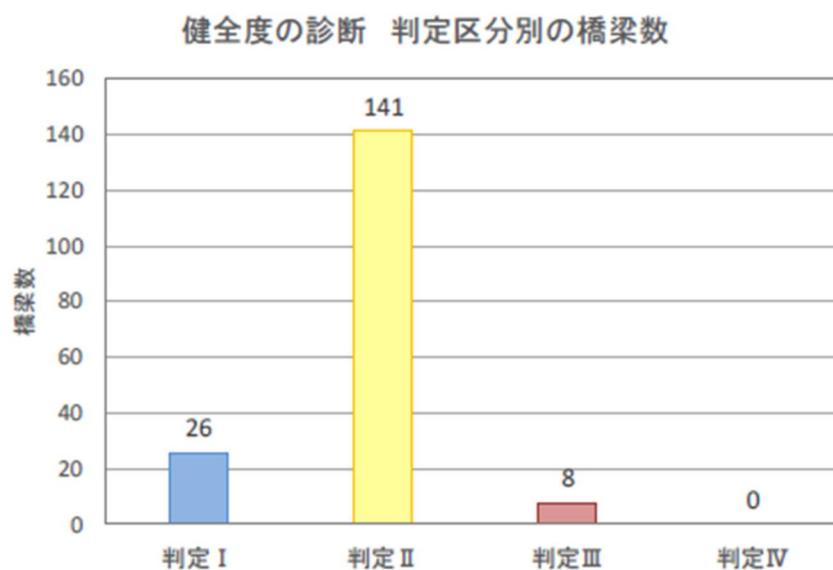
これより、長寿命化を意識した補修方法の経済性が効果的であることが確認されました。

(3) 橋梁

金ヶ崎町が管理する橋梁は、令和3年3月現在175橋です。これらのうち、平成29年度から令和2年度にかけて定期点検を実施した175橋を「橋梁長寿命化修繕計画(第2期)」の対象とします。定期点検で確認した橋梁の状態については、国が定めた考え方に基づきⅠ.健全、Ⅱ.予防保全段階、Ⅲ.早期措置段階、Ⅳ.緊急措置段階の4段階で評価します。

金ヶ崎町では、定期点検を着実に実施し、健全度の診断区分Ⅰ.以外の橋梁のうち、将来的な損傷変状の進行により耐荷力の低下が考えられる橋梁について、優先順を検討した上で計画的な措置を講じます。また判定区分のⅢ.橋梁については、点検後、概ね5年の間に修繕を行い、安全・安心の確保に努めます。

■健全度の診断判定区分別の橋梁数



「金ヶ崎町橋梁長寿命化修繕計画」より抜粋

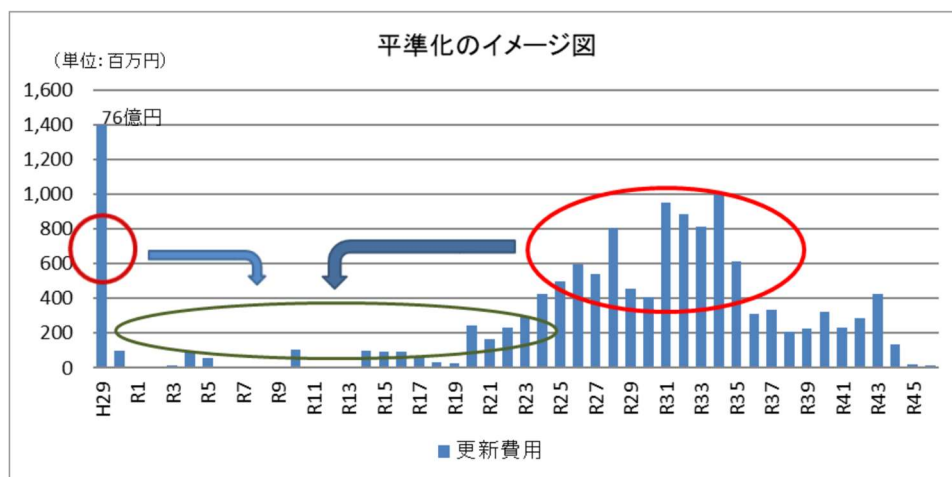
診断区分		状 態
Ⅰ	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

（４）水道

「金ヶ崎町水道事業基本計画」を策定し、既存の施設の機能診断により対象施設の実情を踏まえ長寿命化（維持）を実現し、中長期的な更新投資の節減、投資額の平準化を図ることとしています。

（５）公共下水道・農業集落排水

平成３年度から平成１４年度にかけて集中して下水道整備を行ったため、施設の改築更新時期（耐用年経過）が集中することが見込まれています。そのため「金ヶ崎町下水道事業中期経営計画」においては、実使用年数に合わせて改築更新サイクルを延長したうえで、改築更新費用の平準化を図りながら、老朽化した管渠や処理場等の改築を計画的、効率的に進めていくことを検討しています。また、処理場についても施設更新に多額の費用が見込まれるので、施設更新費用を削減するため、農業集落排水処理施設は更新しないで、管路を公共下水道へ接続する方法を検討しています。



（６）本計画及び各種個別施設計画に推進による財政効果

【財政効果】

（単位：百万円）

種別	更新費用	計
1 公共施設等	△ 5,208	△ 5,208
2 道路	△ 150 ※ 1	△ 150 ※ 1
3 橋梁	※ 2	-
4 水道	※ 2	-
5 公共下水道	※ 2	-
6 農業集落排水	※ 2	-
合計	△ 5,208	△ 5,208

※ 1 ライフサイクルコストとしての計算となるため、更新費用及び維持管理コストは合算額

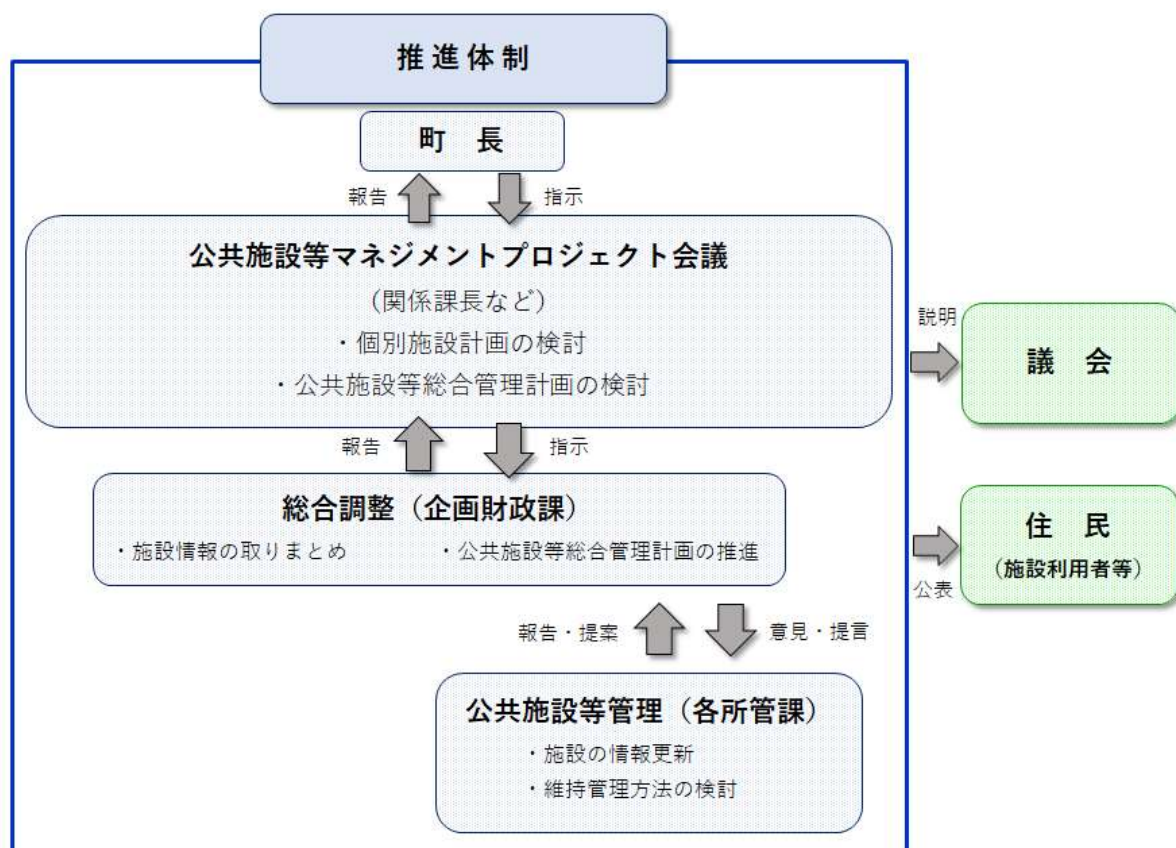
※ 2 橋梁、水道、公共下水道、農業集落排水は財政効果が個別施設計画に未算定

計画対策に必要な財源については、地方債の発行や各種交付金・補助金が想定されます。

しかしながら、今後の財政状況を考慮すると、財政上難しいものとなります。したがって、今後は、財源確保に基づいた実施事業の緻密な計画化を進めるとともに、計画の進捗をモニタリングしながら計画の見直し・実行・検証を踏まえた PDCA サイクルを構築します。

1. 推進体制・推進スケジュール

本計画については、各公共施設の所管課を中心として実施します。一方で、公共施設の統廃合や多機能化など、施設の再編などによる住民サービスの向上は、全体の最適化に資するものであることから、施設の規模の最適化や多機能化などの取り組みとして、全庁的な推進体制である「公共施設マネジメントプロジェクト会議（仮称）」を設置し協議のうえ推進します。



各年度における推進スケジュールは以下のとおり進めます。

各年度の最初に固定資産台帳及び施設カルテの更新を行い、基礎的なデータ及び情報を整理します。その後、「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で各個別施設計画及び施設カルテを基に、長期的な計画及び次年度以降の施設改修等の優先順位や実施内容を協議します。また、ここでは前年度以前に実施した計画推進内容の確認・評価を行います。

「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で協議された内容は個別施設計画の修正及び反映を行います。

「公共施設等総合管理計画 推進会議②」では、「公共施設等総合管理計画 推進会議①」で協議された内容を基に、次年度に実施される計画内容の優先順位等を協議します。

「公共施設等総合管理計画 推進会議②」で協議された内容は次年度予算計上への検討事項となります。

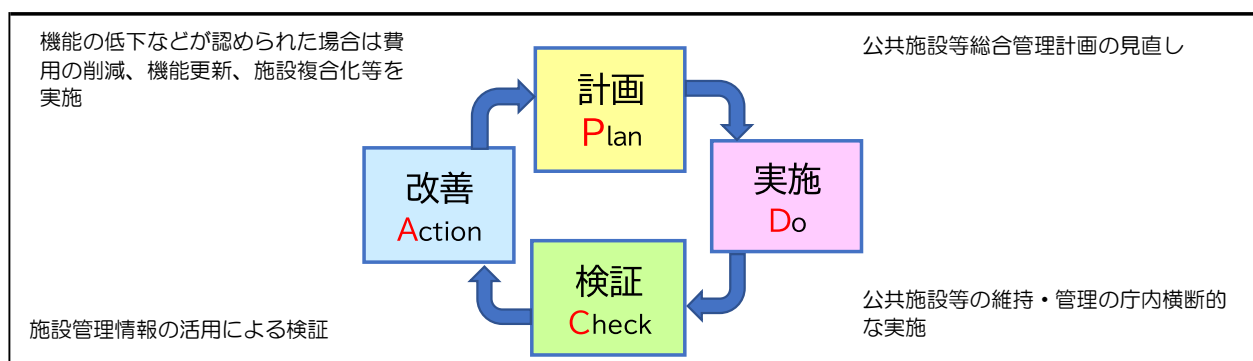
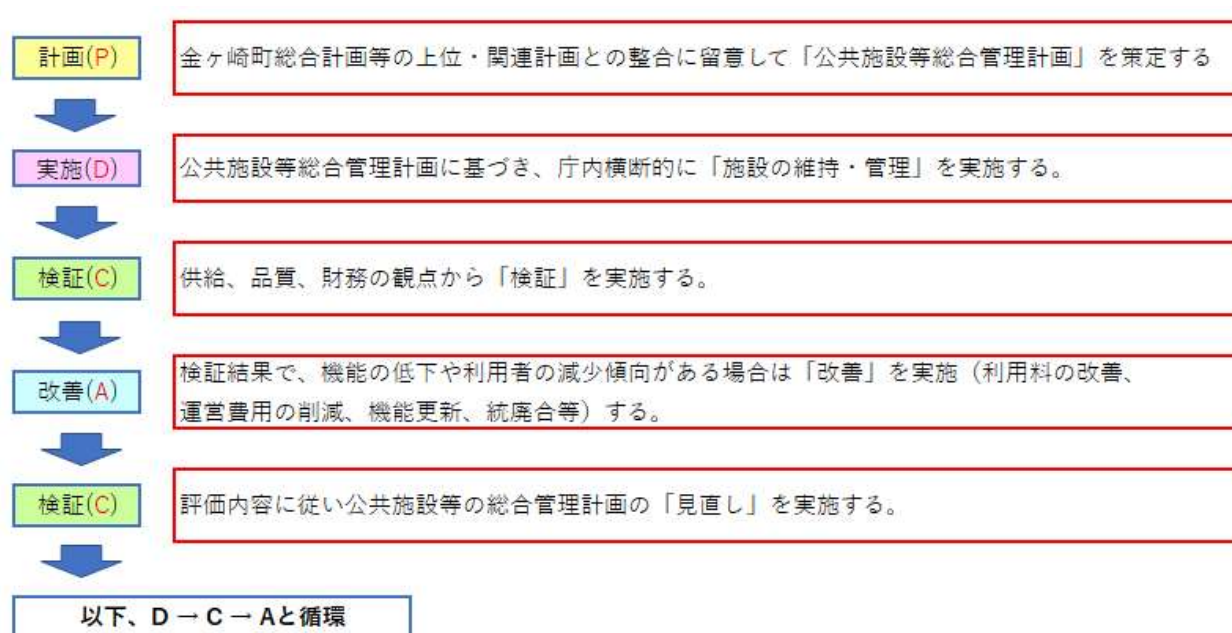
■計画推進スケジュール

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産台帳の更新												
施設カルテの更新												
公共施設等総合管理計画 推進会議①												
個別施設計画管理①												
公共施設等総合管理計画 推進会議②												
次年度予算への検討												
個別施設計画管理②												

2. フォローアップと PDCA サイクルの確立

本計画は、実効性を確保するため、PDCAサイクルを活用して、継続的な取組を行い、今後の財政状況や環境の変化に応じて推進体制に従い、見直し等を行います。

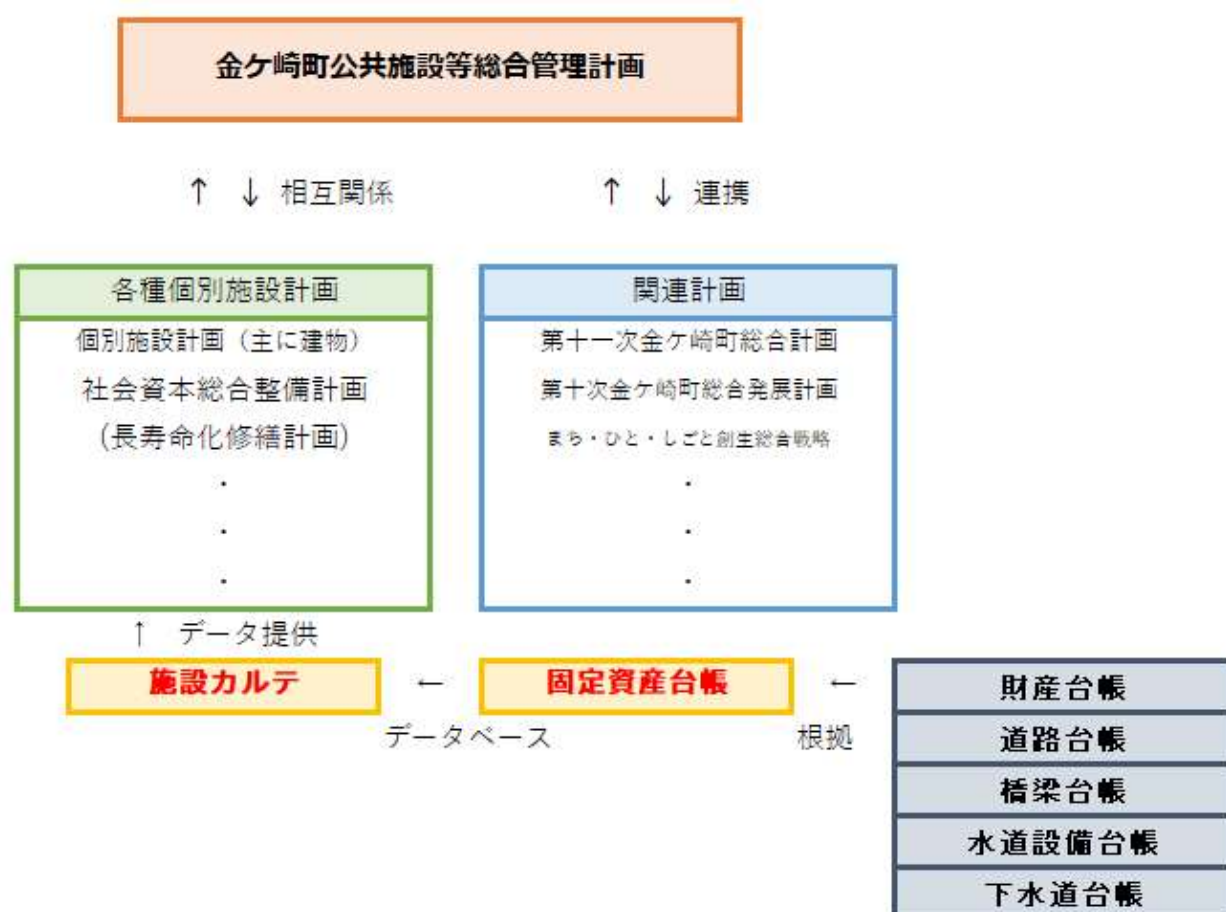
また、公共施設等の適正配置の検討に当たっては、本計画の推進体制を通じて、庁内で計画の推進を図るとともに、議会や住民の方に対し随時情報提供を行い、町全体で意識の共有化を図ります。



3. 情報等の共有と公会計の活用

「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁内の情報共有を図ります。

また、これらの一元化された情報を基に、公共エリアマネジメントプロジェクトにおいて、調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。



※個別施設計画は令和3年度に策定済みのものを記載しております



金ケ崎町 公共施設等総合管理計画

令和 4 年 3 月

発行 金ケ崎町

企画・編集 金ケ崎町 企画財政課

〒029-4592

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町 22-1 金ケ崎町役場 3 階

TEL 0197-42-2111